

平成19年12月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 佐久間義弘

平成17年(ワ)第14143号 謝罪広告等請求事件 (第1事件)

平成17年(ワ)第24104号 謝罪広告等請求事件 (第2事件)

平成19年(ワ)第6821号 損害賠償等請求事件 (第3事件)

口頭弁論終結日 平成19年9月21日

判 決

別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

- (1) 第1事件被告は、第1事件原告らに対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙2記載の内容の謝罪広告を、毎日新聞(全国版)、朝日新聞(全国版)、読売新聞(全国版)、日本経済新聞(全国版)、産経新聞(全国版)及び東京新聞の朝刊社会面に、同別紙に記載した掲載条件で各1回掲載せよ。
- (2) 第1事件被告は、第1事件原告ら各自に対し、50万円及びこれに対する平成16年10月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 第1事件被告は、第1事件原告西川直子に対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙3記載の内容の謝罪文を交付し、かつ、同内容の謝罪広告を、東京都公式ホームページ(<http://www.metro.tokyo.jp>)に、同別紙に記載した掲載条件で1か月間掲載せよ。

2 第2事件

- (1) 第2事件被告は、第2事件原告らに対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙2記載の内容の謝罪広告を、毎日新聞(全国版)、朝日新聞(全国版)、

読売新聞（全国版），日本経済新聞（全国版），産経新聞（全国版）及び東京新聞の朝刊社会面に，同別紙に記載した掲載条件で各1回掲載せよ。

- (2) 第2事件被告は，第2事件原告ら各自に対し，50万円及びこれに対する平成16年10月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 第2事件被告は，第2事件原告菅野賢治に対し，本判決確定の日から7日以内に，別紙3記載の内容の謝罪文を交付し，かつ，同内容の謝罪広告を，東京都公式ホームページ（<http://www.metro.tokyo.jp>）に，同別紙に記載した掲載条件で1か月間掲載せよ。

3 第3事件

- (1) 第3事件被告は，第3事件原告ら（ただし，第3事件原告西川直子及び同菅野賢治を除く。）に対し，本判決確定の日から7日以内に，別紙4記載の内容の謝罪文を交付し，かつ，同内容の謝罪広告を，第3事件被告の公式ホームページ（<http://www.metro.tokyo.jp>）に，同別紙に記載した掲載条件で6か月間掲載せよ。
- (2) 第3事件被告は，第3事件原告西川直子及び同菅野賢治に対し，本判決確定の日から7日以内に，別紙5記載の内容の謝罪文を交付し，かつ，同内容の謝罪広告を，第3事件被告の公式ホームページ（<http://www.metro.tokyo.jp>）に，同別紙に記載した掲載条件で6か月間掲載せよ。
- (3) 第3事件被告は，第3事件原告ら各自に対し，5万円及びこれに対する平成16年10月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は，第1，2事件原告らが，第1，2事件被告（以下「被告石原」という。）に対し，被告石原がした発言により同事件原告らの名誉の毀損，名誉感情の侵害及び業務の妨害があったとして，不法行為による損害賠償請求権に基づき，その損害の賠償，謝罪広告の掲載及び一部の同事件原告らに対する謝罪

文の交付を求めるとともに、第3事件原告らが、第3事件被告（以下「被告東京都」という。）に対し、上記被告石原の発言は東京都知事の職務の執行として行われたものであるとして、国家賠償法1条1項に基づき、その損害の賠償、謝罪広告の掲載及び一部の同事件原告らに対する謝罪文の交付を求めた事案である。

1 前提事実

(1) 当事者等（争いのない事実、甲27ないし32、40、42ないし46、第1、3事件原告マリック・ベルカンヌ、第2、3事件原告菅野賢治及び弁論の全趣旨）

ア 原告ら

原告らは、以下のとおり、フランス語を母語とし、フランス語学校を営し、フランス語又はフランス語によって表記されるものを研究し、フランス語の通訳及び翻訳その他フランス語を業務の手段とし、フランス語を学習するといったフランス語と関係を有する者である。

(ア) 別紙1当事者目録記載の原告（以下、各原告は同目録冒頭記載の番号で示す。）1ないし11、75ないし78、85及び86は、フランス語を母語とする者である。

(イ) 原告1は、日本においてフランス語学校を営する者である。

(ウ) 原告1ないし7、12ないし62、75、77、79ないし82、85及び87は、フランス語又はフランス語によって表記されるものを研究してその成果を教授する者である。

(エ) 原告3、12ないし21、63ないし66、76、83、86及び88ないし90は、フランス語の通訳、翻訳その他フランス語を業務の手段としている者である。

(オ) 原告22ないし25、66ないし74、84、86及び88ないし91は、フランス語を学習する者である。

(カ) 原告36 (第2, 3事件原告菅野賢治) は, 平成10年から現在に至るまで東京都立大学 (以下「都立大学」という。) 人文学部のフランス語及びフランス文学の教員であり, 原告52 (第1, 3事件原告西川直子) は, 昭和49年から平成17年まで同教員であった者である。

イ 被告石原は, 平成11年4月から現在に至るまで東京都知事である。

ウ 被告東京都は, 地方公共団体である。

(2) 本件発言 (争いのない事実, 甲1の2, 3, 甲2, 甲7の1, 2, 甲35)

ア 被告石原は, 下記本件第1発言ないし本件第4発言を含む別紙6ないし9発言目録1ないし4記載の発言をした。

(ア) 本件第1発言

「フランス語を昔やりましたが, 数勘定できない言葉ですからね。これはやっぱり国際語として失格していくのは, むべなるかなという気がするのですが, そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」 「笑止千万な。」

(イ) 本件第2発言

「人間というのは物事の変化というものが一番怖い, 新しい事態というものを迎え入れることが非常にできにくい, 本質的に非常に保守的な動物, 生物でありますけども, 今度のこの大学の構想も。」 「こういうものに反対した連中ってというのは, もう本当にリタイアリングな保守的っていうか退嬰的な人たちばかりで。」 「過程で聞きましたら, ドイツ語の先生が十数人いて受講者が4人しかいない。フランス語の先生は8人いるけど受講者が1人もいない。」

(ウ) 本件第3発言

「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」 「高橋もいいところあるのだけでも, これ親分肌で窮鳥懐に入

ればワッハッハって、何でも言うこと聴くから、左翼がそこに付け込んで大学がちょっと足踏みしたんですけど。」「笑止千万な反逆にもならない反逆で。」

(エ) 本件第4発言

「それから、もっと具体的な小さな点をあげますと、ほとんど希望者のない専攻科がある。独文は2人、仏文はゼロ。」（以下「本件第4発言第1文」という。）

「平成15年の4月、1年生から2年生への専攻決定時に、全く希望者のない専攻、ほとんど希望者のない専攻が2つあります、独文が2人、仏文はゼロ。」（以下「本件第4発言第2文」という。）

「調べてみたら、8～9人かな、10人近いフランス語の先生がいるんだけど、フランス語を受講している学生が1人もいなかった。」（以下「本件第4発言第3文」という。）

「先進国の東京の首都大学で語学に対する学生たちの需要というのも、フランス語に関しては皆無に近い」（以下「本件第4発言第4文」という。）

イ 被告石原は、平成15年12月24日の記者会見において別紙6発言目録1（本件第4発言第1文を含む。）記載の発言を、平成16年3月2日の東京都議会第1回定例会において別紙7発言目録2（本件第4発言第2文を含む。）記載の発言を、平成16年10月19日に東京都庁第1庁舎5階大会議場において開催された首都大学東京のサポートを目的とする「ザ・トウキョウ・ユウ・クラブ」の設立総会において別紙8発言目録3（本件第1発言ないし本件第3発言を含む。）記載の発言を、平成17年7月15日の記者会見において別紙9発言目録4（本件第4発言第3文及び同第4文を含む。）記載の発言を、それぞれ行った。

本件第1発言ないし本件第3発言は、被告東京都の公式ホームページ内

「知事チャンネル」において音声付き動画で掲載され、また、平成16年10月20日の毎日新聞東京版で報道された。

- (3) 首都大学東京の設置に至る経緯等（争いのない事実，甲35，36，乙1，弁論の全趣旨）

ア 被告東京都は、平成13年7月1日、都立4大学（都立大学、科学技術大学、保健科学大学及び都立短期大学）の再編を目的として大学管理本部を設置し、同年11月16日には「改革大綱」を発表した。これには、平成17年春に発足する新大学の骨格が示され、4大学統合、短大と都立大学の夜間部廃止、新大学の公立大学法人化などの内容が盛り込まれていた。

平成14年5月、構成メンバーを教育長、大学管理本部長、同管理部長及び都立4大学の総長・学長とする都立新大学設立準備委員会が設置された。その下には各種の委員会が設置され、大学の意思決定機関である評議会・教授会の議を経た意見を取り入れつつ、新大学の設立準備が進められた。

被告石原は、平成15年8月1日、都知事としての記者会見の場で、「改革大綱」を破棄すること、今後は被告東京都と大学が協議して改革を進める体制を採らずに大学管理本部主導の新たな検討組織を設置することを発表し、大学管理本部は、都立4大学を廃止し4学部からなる大学を新設する（これに伴い、仏文学を始めとする語学文学系の各専攻も廃止される。）ことなどを表明した。

大学管理本部は、同年9月25日、都立4大学の助手を除く全教員の仮配置計画を提示し、これに対する同意書を提出するよう各教員に要求した。この同意書は、大学管理本部が作成した新大学構想に包括的に同意することを求めるとともに、口外禁止の条項を含むものであった。都立大学の教員は、その一部のみが同意書を提出した。

大学管理本部は、同年12月、大学受験予備校に対して、新大学の設置

趣旨や設計を策定する業務を委託し、平成16年2月13日、各教員に対し、上記予備校が作成した教員配置案に基づく教員の就任についての承諾書を提出するか否かに関する意思確認書を配達証明付き郵便で送付し、その提出を求めた。都立大学人文学部では、意思確認書の提出を拒む者もいる中、学部長が全員分を提出した。

大学管理本部は、同年3月9日、都立大学総長に対し、「改革である以上、現大学との対話、協議に基づく妥協はありえない。」、「公に改革に批判を繰り返す人たち、意思確認書の提出を妨害する人たちには、意思確認書が提出されたからといって、建設的な議論ができる保障がない。なんらかの担保がないかぎり、新大学には参加すべきでない。学内を主導する立場にある、総長、学部長（研究科長）、教授クラスの教員にあつては、混乱を招いた社会的、道義的責任を自覚するべきである。」などと記した大学管理本部見解と題する文書を交付した。

大学管理本部は、同年4月、文部科学大臣に対し、首都大学東京の設置認可申請をした。

各教員による新大学への就任承諾書の提出は同年7月に行われたが、都立大学人文学部では、二十数名の教員がこれを提出せず、その中には原告36及び52が含まれていた。

文部科学大臣は、同年9月30日、首都大学東京を平成17年4月に開設することを認可した。なお、都立大学は、同月1日以降、設置者が被告東京都から公立大学法人に変更された。

イ 上記の間、以下の抗議行動等があった。

- (ア) 平成15年10月7日、都立大学総長は、被告東京都に対し、大学側との開かれた協議を求める総長声明を発表した。
- (イ) 同年12月11日、法科大学院に就任予定の教員4名が辞職し、平成16年4月開設の認可がされていた法科大学院の学生募集と試験が延期

された。

- (ウ) 平成15年12月26日、都立大学理学・工学研究科などの教員110名が声明を発表した。
- (エ) 平成16年1月14日、都立大学近代経済学グループが声明を発表した。
- (オ) 同月15日、都立4大学助手が共同声明を発表した。
- (カ) 同月21日、都立4大学教員432名が声明を発表した。
- (キ) 同月27日、都立大学の最高意思決定機関である評議会による「新大学の教育課程編成等に係る責任と権限について」と題する見解が発表された。
- (ク) 同月26日、国公私立大学教員1281名が署名した「学問の自由を破壊しようとする（東京都による大学改革）計画に適切な指導」を求める要望書が発表された。
- (ケ) 同年5月7日、フランスの知識人たちによる文学・語学系学科の存続の要望書が発表された。

2 争点1・名誉毀損等及び業務妨害の有無

(原告らの主張)

(1) 名誉毀損等

ア 原告らは、フランス語と前提事実(1)ア記載のとおりに関係を有し、いずれも自らの生活の基盤としてフランス語と日々積極的にかかわり、これを生きがいとしている者である。また、原告36は、都立大学のフランス語教員であり、同52は、同教員であった者である。

イ 本件第1発言は、一般人の普通の注意と聴き方を基準として聴けば、①フランス語は数を勘定することができない言葉である、②フランス語は国際語として失格しているとの事実（虚偽の事実）を摘示するものである。

かかる事実の摘示は、原告らが低俗な言語文化に属する国民（人種）で

あるとの印象を与えられ、フランス語を母語として話すことやフランス語社会の一員であったり、フランス語学校を経営し、フランス語を研究及び教授し、それを業務の手段とし、あるいはこれを学習している価値を貶められ、フランス語を日常生活の基盤としている原告らの社会的評価を低下させ、また、名誉感情を傷付けるものである。

ウ 本件第2発言ないし本件第4発言は、一般人の普通の注意と聴き方を基準として聴けば、③東京都立大学のフランス語又はフランス語文学の教員らは、数を数えられず、かつ、国際語として失格していくフランス語にしがみついている、④同教員らの講座には、専攻希望者、受講者及び履修者が1人もいない、⑤同教員らは、新大学（首都大学東京）構想についても保守的、自己保身的かつ退嬰的な考えから反対のための反対をしている、との事実を摘示するものである。

かかる事実の摘示は、都立大学のフランス語教員であり、もしくは過去同教員であった、原告36及び52の社会的評価を低下させ、また、名誉感情を傷付けるものである。

(2) 業務妨害

被告石原の本件第1発言は、東京都民等に対し、上記①及び②の事実を示すものであるが、同事実は虚偽であり、虚偽の事実が真実であるかのような印象を持たせるものである。これを真実と誤信した者が、フランス語学校に入学してフランス語の学習をする意思を喪失するおそれがあり、フランス語学校が生徒の応募を受ける機会を失わせるものであるから、原告1, 3, 12ないし21, 63ないし66, 76, 83, 86及び88ないし90の業務を妨害するものである。

(3) 被告らの主張(1)アに対する反論

本件第1発言は、フランス語を誹謗中傷するものであると同時に、フランス語と密接な関係を有する人に対する発言である。したがって、本件第1発

言は、人に対する発言といえる。

また、本件第1発言の内容は、一般人をしてその被害者がフランス語と密接な関連を有する原告らであると理解することができる程度に被害者を特定している。

(被告らの主張)

(1) 原告らの主張(1)に対して

ア 本件第1発言は、フランス語における数の数え方の特殊性を誇張して評価したにすぎず、人に対する事実の摘示あるいは評価の表明ではないから、原告らの名誉を毀損し、又は名誉感情を傷付けたとはいえない。

仮に本件第1発言が人に対する評価といえるとしても、特定の個人を対象とした表現行為ではない。本件第1発言は、一般人をしてその発言の対象を原告らであると理解させる内容ではないから、原告らの名誉を毀損したとはいえない。

イ 本件第2発言及び本件第4発言は、一般人の普通の注意と聴き方を基準とすれば、フランス語講座においては、教員数と学生数がアンバランスなほどに履修者が少ないと理解されるものであり、原告らに対する発言ではないから、原告らの社会的評価は低下しない。

本件第3発言は、消極的な意味合いは持つものの、直ちに人の社会的評価を低下させるものとはいえない。

(2) 原告らの主張(2)に対して

否認する。

3 争点2・損害及びその回復の方法

(原告らの主張)

原告らが受けた名誉及び名誉感情についての損害並びに業務妨害による損害を慰謝するには、被告石原については原告1人につき50万円の支払をもってするのが相当であり、被告東京都については原告1人につき5万円の支払をも

ってするのが相当である。

また、原告らが受けた上記損害を回復するには、更に以下の処分が必要である。

(1) 第1事件関係

ア 被告石原による第1事件原告らに対する、新聞紙上への謝罪広告（別紙2記載のもの）の掲載

イ 被告石原による原告52に対する、謝罪文（別紙3記載のもの）の交付及び同内容の謝罪広告の被告東京都のホームページへの掲載

(2) 第2事件関係

ア 被告石原による第2事件原告らに対する、新聞紙上への謝罪広告（別紙2記載のもの）の掲載

イ 被告石原による原告36に対する、謝罪文（別紙3記載のもの）の交付及び同内容の謝罪広告の被告東京都のホームページへの掲載

(3) 第3事件関係

ア 被告東京都による第3事件原告ら（ただし、原告36及び52を除く。）に対する、謝罪文（別紙4記載のもの）の交付及び同内容の謝罪広告の被告東京都のホームページへの掲載

イ 被告東京都による原告36及び52に対する、謝罪文（別紙5記載のもの）の交付及び同内容の謝罪広告の被告東京都のホームページへの掲載

（被告らの主張）

被告石原は不法行為を行っていないから、原告らに損害は発生していない。

4 争点3・被告石原の責任の有無

（原告らの主張）

国家賠償請求が認められる場合でも、本件は、被告石原が非権力的な公務について、正当な職務行為といえない行為を行った場合であるから、公務員個人たる被告石原の責任も追及することが可能である。

(被告らの主張)

被告石原は不法行為を行っていない。

5 争点4・違法性阻却事由の有無

(被告らの主張)

本件第1発言ないし本件第4発言は、いずれも事実を摘示するものではなく、批判・論評であって、都立4大学の廃止、首都大学東京の設立・構成、首都大学東京に仏文学専攻課程を設置しないとの方針とそれに反対する者に対する批判であり、公共の利害に関する事実について、東京都の財務内容に資するという専ら公益を図ることを目的とする発言である。

本件第1発言は、フランス語の教え方の特殊性に言及したものであり、真実である。また、都立大学昼間部学部生においては、仏文学の専攻課程は2年生進級時に選択することとされているところ、平成15年度における新2年生の仏文学専攻選択者は0人である。本件第2発言ないし本件第4発言の主要な点は、教員の数に比してアンバランスなほどにフランス語専攻者が少ないことであるから、本件第2発言ないし本件第4発言はその主要な点において真実であるといえることができる。そして、本件第1発言ないし本件第4発言は、人身攻撃に及ぶなどの意見ないしは論評としての範囲を逸脱したものではない。

したがって、本件第1発言ないし本件第4発言が仮に人の社会的評価を低下させる発言であるとしても、違法性を欠く。

(原告らの主張)

フランス語は数を数えることができ、国際連合における公用語であるなど国際語としても失格していくとはいえないから、本件第1発言は真実に反する。

また、東京都立大学における平成15年度の仏文学専攻進学者は、昼間部による進学編入者1名、学資入学者2名、夜間部に人文学部夜間部からの進学者3名、転部等による進学者1名の希望者がおり、大学院修士課程入学者も5名いる。したがって、本件第2発言ないし本件第4発言の内容は真実に

反する。特に、本件第4発言は、原告36及び52ら人文学部仏文科教員の講義を受ける学生が1人もいないとの印象を一般人に与えるものであり、真実との隔たりは大きい。

第3 当裁判所の判断

1 争点1・名誉毀損等及び業務妨害の有無について

(1) 本件第1発言について

ア 「フランス語を昔やりましたが、数勘定できない言葉ですからね。これはやっぱり国際語として失格していくのは、むべなるかなという気がする」との発言部分（以下「本件第1発言前半部分」という。）について

ア) 名誉毀損の点について

a ある発言が人の社会的評価（品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価）を低下させるか否かを判断するに当たっては、これを聴く一般人の普通の注意と聴き方を基準として判断するのが相当である。

b 本件第1発言前半部分は、その発言の前においても被告石原が高校時代にフランス文学を勉強することを志していたことに言及していることからすれば、被告石原がフランス語を勉強する過程において認識したこと及び被告石原のフランス語に対する発言時点における認識を示した、意見ないし論評の表明のような形式がとられているものといえる。

c しかし、フランス語が数を勘定することができない言葉であるか否か、国際語として失格していくか否かは、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項であって、これを単なる意見ないし論評の表明であるとすることはできない。そして、証拠（甲27ないし32、40、42ないし46、第1、3事件原告マリック・ベルカンヌ、第2、3事件菅野賢治）及び公知の事実によれば、フランス語には二十

進法や六十進法の考え方が残っており、伝統や文化の相違などから一般的日本人が容易に理解することができない面があるとしても、フランス語自体が決して数を勘定することができない言葉などではないことが明らかであるし、世界各国において多数の人がフランス語を母語などとして使用しており、現に国際連合の諸機関やオリンピックなどの国際競技大会等においてもフランス語が広く公用語として使用されていることが認められるのであって、このような言語を国際語として失格していくなどとは到底いうことができない。また、本件第1発言は都立4大学の廃止、首都大学東京の設立等という公共の利害に関する事実について、反対の立場に立つ者に対する批判として言及されたものであるところ（被告らもこれを認めている。）、被告石原は、被告東京都の知事という公の立場に在り、かつては自らもフランス語を学び、フランスの作家の作品を翻訳したことがあるほどの学識を有している（別紙8発言目録3及び別紙9発言目録4）ことからすれば、本件第1発言前半部分は、フランス語に関する事実を摘示したものであるといえるべきであって、被告石原の認識を修辭上誇張したにすぎないものであるとはいえない。したがって、本件第1発言前半部分は、単なる意見ないし論評の表明であるといえることはできず、また、これを真実であるとか、被告石原において真実であると信ずるについて相当の理由があったとすることはできない。

d もっとも、本件第1発言前半部分は、フランス語に関するものであって、特定の個人に対するものではない上、これが真実でないことは明らかであるといえる。したがって、このような発言がされたからといって、原告らを含む特定人の社会的評価を低下させることにはならない。

したがって、本件第1発言前半部分は原告らの名誉を毀損するもの

であるとはいえない。

(イ) 名誉感情の侵害の点について

- a 上記認定判断のとおり、本件第1発言前半部分は、フランス語に関する事実を摘示したものであるといえる。
- b このような事実の摘示は、それがフランス語に対する否定的印象を一般人に与えるもので、しかも真実ではないことにかんがみれば、フランス語に何らかの形で携わる者に対して、不快感を与えることは容易に想像することができ、本件第1発言前半部分は多分に配慮を欠いた発言であったといえることができる。しかし、不快感を与え、配慮を欠いたと発言であるというだけでは、直ちに原告らを含むフランス語に携わる特定人の名誉感情を侵害するものとはいえない。

(ウ) 業務妨害の点について

上記認定判断のとおり、本件第1発言前半部分は、フランス語に関する事実を摘示したものであり、それが被告東京都知事という立場に在る者によってされたことからすれば、フランス語を学ぼうとする者に対し、フランス語に対する否定的印象を与え、その学習意欲をそぐことも懸念されないではない。しかし、本件第1発言前半部分が真実でないことは明らかである上、これによってフランス語を学ぼうとする者が実際に減少したことなどを認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告石原による本件第1発言前半部分の発言は、原告1, 3, 12ないし21及び63ないし66, 76, 83, 86及び88ないし90に対する業務妨害の不法行為となるとはいえない。

イ 「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」 「笑止千万な。」との発言部分（以下「本件第1発言後半部分」という。）について

(ア) 名誉毀損の点について

a 本件第1発言後半部分を、一般人の普通の注意と聴き方を基準とし、被告石原がその発言の前後において都立4大学を再編して首都大学東京を設立する過程で反対があったことに言及していることを斟酌して聴けば、上記部分は、フランス語にしがみついている都立大学の教員が首都大学東京の設立構想に反対のための反対をしていたとの事実の摘示と、それに対する被告石原の評価を交えた意見が表明されたものであると理解することができる（なお、首都大学東京の設立経緯や被告石原のこれに関する言動等に対する様々な抗議行動等があったが、かかる事実は一般的に知られていた事実とはいえないから、発言の解釈に当たっては斟酌するべきではない。）。したがって、本件第1発言後半部分は、都立大学のフランス語教員を対象とする発言であると一般人には理解されるものといえる。

b 本件第1発言後半部分が原告36及び52の名誉を毀損するかについて検討するに、同原告らはいずれも本件第1発言がされた当時は都立大学のフランス語教員であったが（甲29、第2、3事件原告菅野賢治）、一般人の普通の注意と聴き方を基準とすれば、「反対のための反対をしていた」との文言は、その反対自体を消極的又は否定的に評価する意味で用いられているが、その内容は具体性を欠く上、対立する意見を表明する者同士が相手方を否定的表現を用いて批判することは通常見られるところであり、上記文言は、そのような批判の範囲を逸脱するものとまではいえない。本件第1発言後半部分の上記文言の前後における「しがみつく手合い」や「笑止千万」は、上記文言による否定的評価をより強める役割を果たしているといえるが、これを含めて本件第1発言後半部分が原告36及び52の社会的評価を低下させるものとはいえない。

したがって、本件第1発言後半部分は同原告らの名誉を毀損するも

のであるとはいえない。

(イ) 名誉感情の侵害の点について

本件第1発言後半部分は、消極的又は否定的意味の強い表現を用いており、都立大学のフランス語教員が不快感や怒りを覚える表現であって、そのような表現を用いることが必ずしも適切であったとはいえない。しかし、上記のとおり、本件第1発言後半部分は、発言の対象者についての具体的な特定がなくその内容も具体性を欠き、批判の範囲を逸脱した表現とまではいえないものであり、また、対立する意見を表明する者が相手方を批判すれば、批判された者が不快感や怒りを覚えるのは通常であり、そのことをもって直ちに法的保護に値する名誉感情の侵害があったとすることはできない。

(ウ) 業務妨害の点について

本件第1発言後半部分は、上記のような内容であり、これをもって原告1, 3, 12ないし21, 63ないし66, 76, 83, 86及び88ないし90の業務を妨害するものといえないことは明らかである。

(2) 本件第2発言について

ア 「人間というのは物事の変化というものが一番怖い、新しい事態というものを迎え入れることが非常にできにくい、本質的に非常に保守的な動物、生物でありますけども、今度のこの大学の構想も。」 「こういうものに反対した連中ってというのは、もう本当にリタイアリングな保守的っていうか退嬰的な人たちばかりで。」との発言部分（以下「本件第2発言前半部分」という。）について

(ア) 名誉毀損の点について

本件第2発言前半部分は、一般人の普通の注意と聴き方を基準とし、同部分の前後において被告石原が、首都大学東京の設立に当たって抵抗があったことに言及していることを斟酌して聴くと、被告石原が首都大

学東京の設立構想に反対した人に対して、保守的、退嬰的であると批判する意見を述べたものと理解することができる。そこで用いられた保守的という語の本来の意味は必ずしも否定的な意味ではないが、次のより否定的な意味合いの強い退嬰的の語や前後の文脈からすれば、反対者に対する消極的又は否定的な評価を強調する意味で用いられていることは明らかであり、その表現は反対者に対する批判としていささか過剰ともいえるものである。しかし、第2発言前半部分は、特定人を対象とするものではない上、その内容の具体性を欠き、対立する意見を表明する者が相手方を批判する上での批判の範囲を逸脱するとまではいえない。したがって、このような発言がされたからといって、原告らを含む特定人の社会的評価を低下させることにはならないから、本件第2発言前半部分は原告らの名誉を毀損するものであるとはいえない。

(イ) 名誉感情の侵害の点について

上記のように、被告石原は、保守的、退嬰的という語を否定的意味で用いていると認められるから、これを聴いた本件第2発言前半部分の対象とされた者、すなわち首都大学東京の設立構想に反対した者が不快感や怒りを覚える可能性はある。しかし、上記のとおり、本件第2発言前半部分は、その内容の具体性を欠き、批判の範囲を逸脱した表現とまではいえないものであり、また、対立する意見を表明する者が相手方を批判すれば、批判された者が不快感や怒りを覚えるのは通常あり得ることであって、そのことをもって直ちに法的保護に値する名誉感情の侵害があったとすることはできない。

イ 「過程で聞きましたら、ドイツ語の先生が十数人いて受講者が4人しかいない。フランス語の先生は8人いるけど受講者が1人もいない。」との発言部分（以下「本件第2発言後半部分」という。）について

(ア) 名誉毀損の点について

本件第2発言後半部分は、一般人の普通の注意と聴き方を基準とすれば、都立大学にはフランス語教員が8人いるにもかかわらず、同教員らの講座には受講者が1人もいないとの事実の摘示又は事実を前提とした意見の表明であるといえる。本件第2発言後半部分は、その直後において、上記のように被告石原がフランス語は数を勘定することができない言語である、国際語として失格していくとの自己の認識に言及していることと相俟って、都立大学におけるフランス語講座の受講者がいなかったとの認識を一般人に与える可能性があるものといえる。しかし、そのような認識は、都立大学におけるフランス語講座に対して向けられるものであり、同講座の教員に対して直接向けられるものではない。同講座に対する上記のような事実の摘示又は意見の表明が、その講座を担当するフランス語教員の社会的評価に間接的に影響すること自体はあり得るとしても、本件第2発言後半部分が、フランス語教員を個別に特定したり、原告36及び52に具体的に言及するものではないこと、その教員の能力等個性に言及したものでないことにかんがみれば、それが直ちに法的保護に値する社会的評価の低下に結びつくものではない。

したがって、本件第2発言後半部分は原告らの名誉を毀損するものであるとはいえない。

(イ) 名誉感情の侵害の点について

本件第2発言後半部分は上記のようなものであり、都立大学においてフランス語講座を担当していた教員に不快の念を抱かせる可能性のあるものであったことは否定することができない。しかし、本件第2発言後半部分は、都立大学のフランス語講座の受講者が1人もいないとの事実を摘示するものにすぎず、原告36及び52に対する具体的言及がないことからすれば、これによって同原告らの名誉感情が法的保護に値する程度に侵害されたとはまではいうことができない。

(3) 本件第3発言について

ア 名誉毀損の点について

本件第3発言は、「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」「高橋もいいところあるのだけども、これ親分肌で窮鳥懐に入ればワッハッハって、何でも言うこと聴くから、左翼がそこに付け込んで大学がちょっと足踏みしたんですけど。」「笑止千万な反逆にもならない反逆で。」というものである。

本件第3発言を、一般人の普通の注意と聴き方を基準とし、同発言の前後において、被告石原が首都大学東京の設立構想に対し反対があったことに言及していること、都立大学におけるフランス語講座の受講生が1人もいなかったと述べていること、フランス語を数が勘定することができず、国際語として失格していくと述べていることを斟酌して聴くと、フランス語にしがみついている教員等が首都大学東京の高橋理事長に付け込み、首都大学東京の設立構想に反対のための反対、笑止千万な反逆にもならない反逆をしているとの意見を表明するものと理解することができる。かかる表現は、都立大学のフランス語教員を揶揄あるいは嘲弄するものであって、被告石原が都知事という立場に在り、都立大学再編及び首都大学東京の設立に関与していたことにかんがみれば、不適切な発言であるといえることができる。

しかし、そのことだけから本件第3発言が法的保護に値するほど人の社会的評価を低下させるものということとはできず、また、その内容の具体性を欠き、反対の意見を表明する相手方を批判するに当たってその批判の範囲を逸脱しているとまではいえないから、原告36及び52の社会的評価を低下させるものということとはできない。

したがって、本件第3発言は、原告36及び52の名誉を毀損するものであるとはいえない。

イ 名誉感情の侵害の点について

本件第3発言は、上記のように被告石原が都知事という立場に在ることにかんがみれば、都立大学のフランス語教員を揶揄し、嘲弄する不適切な表現であるということができ、都立大学のフランス語教員であった原告36及び52が不快感を抱き、怒りの念を覚えることも当然であると思われる。しかし、上記のように対立する意見を表明する者が相手方を批判する場合には、批判された者がそのような感情を抱くことは通常あり得ることであって、そのような感情を抱いたことをもって直ちに法的保護に値する名誉感情の侵害があったということはできない。

(4) 本件第4発言について

ア 本件第4発言第1文について

ア) 名誉毀損の点について

本件第4発言第1文は、「それから、もっと具体的な小さな点をあげますと、ほとんど希望者のない専攻科がある。独文は2人、仏文はゼロ。」というものである。

被告石原は、本件第4発言第1文の発言の前後において、都立大学と他の大学における、人件費、教員1人当たりの学生数、全体の収入に占める補助金の割合、就職率等に言及して両者を比較し、本件第4発言第1文の発言の後には都立大学の合理化が必要であることに言及している。

以上のことから、一般人の普通の注意と聴き方を基準とすると、本件第4発言第1文は、被告石原は都立大学における仏文専攻者の人数について発言したに止まり、その教員、学生及びおよそフランス語に関わる者に対して発言したものではないといえる。そうであるとすれば、本件第4発言第1文の発言対象を原告36及び52であると特定することはできず、仮に本件第4発言第1文で指摘された事実に関与があつたとしても、同原告らの社会的評価に影響を与えるものではない。

したがって、本件第4発言第1文は、同原告らの名誉を毀損するものではない。

(イ) 名誉感情の侵害の点について

上記のように、本件第4発言第1文は原告36及び52に向けてされた発言とはいえないから、同原告らの名誉感情を侵害するものということとはできない。

イ 本件第4発言第2文について

(ア) 名誉毀損の点について

本件第4発言第2文は、「平成15年の4月、1年生から2年生への専攻決定時に、全く希望者のない専攻、ほとんど希望者のない専攻が2つあります、独文が2人、仏文はゼロ。」というものである。

被告石原は、本件第4発言第2文の発言の前において、首都大学東京の開学に当たって反対があること、現況が変わることを望まない人がいること、日本の大学が限界にきていることに言及し、都立大学の現況を説明するものとして本件第4発言第2文の発言をしていると認められる。

本件第4発言第2文は、一般人の普通の注意と聴き方を基準とすると、被告石原が、都立大学の仏文専攻者及び独文専攻者の人数と同専攻の教員の人数に言及して、教員数と専攻希望者数がアンバランスであることを指摘したものと理解することができるに止まり、本件第4発言第2文が原告36及び52に対する何らかの否定的発言であると聴くことはできない。そうであれば、仮に本件第4発言第2文で指摘された事実が誤りがあったとしても、同原告らの社会的評価に影響を与えるものではない。

したがって、本件第4発言第2文は、同原告らの名誉を毀損するとはいえない。

(イ) 名誉感情の侵害の点について

上記のように、本件第4発言第2文は原告36及び52に向けてされた発言とはいええないから、同原告らの名誉感情を侵害するものということとはできない。

ウ 本件第4発言第3文について

(ア) 名誉毀損の点について

本件第4発言第3文は、「調べてみたら、8～9人かな、10人近いフランス語の先生がいるんだけど、フランス語を受講している学生が1人もいなかった。」というものである。

被告石原は、本件第4発言第3文の発言の前において、フランス語の厄介さが国際語として疎外される要因になっていること、首都大学東京の改革に反対していた教員の多くは語学の教員であったことに言及し、その上で本件第4発言第3文の発言をしている。

以上を踏まえて本件第4発言第3文を一般人の普通の注意と聴き方を基準として聴くと、フランス語又は都立大学におけるフランス語教員に対する非難の意味を込めて、都立大学におけるフランス語教員とその受講者数に言及したものと認めることができる。

しかし、本件第4発言第3文は都立大学における仏文専攻等の現状に言及するもので、原告36及び52に向けられた発言ということとはできない。上記のようにフランス語又はフランス語教員に対する非難の意味が込められており、また、仮に仏文専攻者の人数に誤りがあったとしても、非難の内容は具体性を欠き、原告36及び52の社会的評価を法的保護に値するほど低下させるものとはいええず、仏文専攻者の人数の誤りは原告36及び52の社会的評価に直接影響を与えるものではない。

したがって、本件第4発言第3文は、原告36及び52の名誉を毀損するとはいえない。

(イ) 名誉感情の侵害の点について

上記のように、本件第4発言第3文は原告36及び52に向けられた発言とはいえ、フランス語又はフランス語教員に対する非難の意味が込められていたとしても、かかる非難は間接的で具体性を欠き、原告36及び52の名誉感情を法的保護に値するほどに侵害するものということとはできない。

エ 本件第4発言第4文について

(ア) 名誉毀損の点について

本件第4発言第4文は、「先進国の東京の首都大学で語学に対する学生たちの需要というのも、フランス語に関しては皆無に近い」というものである。

被告石原は、本件第4発言第4文の発言の前において、「フランス語の先生達はうっぶんやる方ないかもしれぬけれども、それだったらフランスの政府に文句を言ったらいいんでね。」と発言し（なお、同発言におけるフランス語の先生とは、平成17年7月15日の被告石原の記者会見での前後の発言から、都立大学のフランス語教員を指すと認めることができる。）、それに続けて本件第4発言第4文の発言をしている。

かかる被告石原の2つの発言を、一般人の普通の注意と聴き方を基準とし、原告らからの本件第1発言に対する第1事件の提訴があったことについての記者の質問に答える中でされた発言であるという事情を斟酌して聴けば、本件第4発言第4文は都立大学のフランス語教員を揶揄する発言とも理解し得るものの、都立大学におけるフランス語の受講生が皆無に近いとの事実を指摘するに止まるものということができ、原告36及び52の社会的評価に影響を与える発言であるとすることはできない。

したがって、本件第4発言第4文は、同原告らの名誉を毀損するものとはいえない。

(イ) 名誉感情の侵害の点について

上記のように、本件第4発言第4文は、都立大学のフランス語教員を揶揄する発言であると理解することができるものであり、これによって原告36及び52が不快感を抱き、怒りの念を覚えることは当然といえるが、他方で同発言は都立大学の仏文専攻者の人数に言及するに止まるものであり、原告36及び52に対する言及は間接的で具体性を欠き、同原告らの名誉感情を法的保護に値するほどに侵害するものということとはできない。

(5) 本件第1発言ないし本件第4発言は、相互に関連した一連の発言であるが、それらを総合的に検討してみても、原告らの名誉を毀損し、名誉感情を侵害し、あるいは業務を妨害するものとするとはできない。

2 以上のとおり、被告石原の本件第1発言ないし本件第4発言は、原告らに対する不法行為を構成するものとはいえない。

したがって、原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

3 よって、原告らの請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 笠 井 勝 彦

裁 判 官 森 剛

裁 判 官 松 長 一 太